

令和2年第12回雫石町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和2年12月22日(火) 午後2時
- 2 開催場所 雫石町中央公民館2階大会議室
- 3 出席した委員

農業委員

- 1 番 岡 森 喜与一
- 2 番 上和野 忠 一
- 4 番 山 本 長 栄
- 5 番 上 野 哲
- 6 番 小赤澤 悦 子
- 7 番 佐々木 秀 子
- 8 番 新 田 善 男
- 9 番 木 村 正 美
- 10 番 諏 訪 剛 郎
- 11 番 八丁野 よし子

農地利用最適化推進委員

- 雫 石 小谷地 明 弘
- 雫 石 長 坂 則 雄
- 雫 石 田 村 國 彦
- 御 所 米 澤 正 記
- 御 所 川 口 英 敏
- 御 所 細 川 健 一
- 西 山 高 橋 浩 之
- 西 山 岡 本 忠 美
- 西 山 野々村 正 男
- 西 山 櫻 田 一 夫
- 御明神 伊 藤 庄 一
- 御明神 中 村 守 男
- 御明神 石 塚 正 美
- 御明神 横 欠 初 男

4 欠席した委員

- 農業委員 3 番 一本木 孝 久
推進委員 雫 石 細川 仁
御 所 藤本 伸
西 山 葛根田 善栄
御明神 林尻 勇人

5 議事日程

- 第1 会議録署名人及び書記の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
- 第4 議案第2号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 第5 議案第3号 農地法の適用外証明願に対する意見決定について
- 第6 議案第4号 農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地判断に対する可否決定について

6 職務のため出席した職員

- 事務局長 上 村 光 俊
主 査 高 橋 直 也
主 査 上 路 里 子

開会時刻 午後2時00分

議長

ただ今の出席議員は、農業委員10名、推進委員14名、計24名であります。雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

これより令和2年第12回雫石町農業委員会総会を開会いたします。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりでありますので朗読を省略いたします。

諸般の報告を行います。事務局から説明をお願いします。

上村事務局長

(資料に基づき説明)

議長

ただ今事務局から説明がありました。今回の現地確認委員につきましては4番、山本長栄委員、6番、小赤澤悦子委員、小谷地明弘推進委員、細川健一推進委員、横欠初男推進委員が行っております。

農地転用許可における完了報告書提出に係る現地調査報告について、番号1を小谷地明弘推進委員にお願いします。

小谷地 推進委員

雫石地区、小谷地です。番号1について調査報告をいたします。

場所は10ページにあります『農転完了：〇〇』となっているところで、〇〇に隣接する場所です。こちらは〇〇を新築する目的で申請され、本年5月の総会で審議し11月に完了ということで、現地を確認したところ計画のとおり工事が完了していることを確認しました。以上で報告といたします。

議長

現地確認委員の報告が終わりました。これに質問などございますか。

10番 諏訪委員

10番、諏訪です。農転完了ということですが、確認しておきたいことがあります。こうして農地を転用して店舗を建設するというので、町としての許可を決定する機関というのは農業委員会しかないのでしょうか。町が許可決定する機関は、農地なので農業委員会しか無いのかお聞きしたいです。

高橋主査

今回の〇〇さんのような大規模な計画に関わる転用といったものについては、町の土地開発調整委員会で行うことになっております。そこには農地法の関係で農業委員会、都市計画法に関わるものについては地域整備課など、様々な法令によって必要な手続きがありますので、その担当課長が調整委員会のメンバーになっており、そこで調整を諮って必要な許可を取っていただいたうえで事業を行なっていただくことになっております。

10 番 諏訪委員

そこで一つ確認したいのですが、例えば、今回は農地でありましたが、〇〇が建って10年なり経過して〇〇を閉じるといったようなことがあった場合に、そういった取り決め等も当然されていると思いますが、当事者以外にチェックする機能というのはあるのかをお聞きしたいです。そういった部分も担当課の調査の中に入っているのですか。

高橋主査

この土地開発調整委員会というのは事業実施にあたってそれぞれの必要な手続き、あと計画の中に例えば今回の場合だったら賃貸借になりますが、所有者と事業計画者の中での契約です。そこまでの資料を付けてもらい、確認して許可なり出すことになっております。

議 長

ほかにございませんか。

9 番 木村委員

9番、木村です。3ページの18条の許可規定による届出の関係で、1番の登記簿が田、現況も田となっているのに、解約の理由が「非農地証明願を提出する」ということで記載されていますが、現況は田なので、非農地にするというのはどういう理由なのか、そこをもう少し教えていただきたいと思います。

高橋主査

こちらにつきましては、現況地目は田となっておりますが、本日も審議していただく、農地利用状況調査により非農地判断をしていただく土地です。現況は田になっていますが、実際は山林なり原野になっていたということで、非農地判断する前に貸し借りを解約していただいたということでございます。

9 番 木村委員

後で非農地判定の所で判断するということですが、これは契約している時からもう山林化していた箇所を貸し借りしていたということでしょうか。

高橋主査

そうのございます。

9 番 木村委員

協議事項に関わることなので、何ページのどの番号になるのですか。

高橋主査

総会提出案件資料をご覧ください。こちらの28ページの16番、所有者〇〇さん。実際の現地の状況は山林原野化となっておりますので、こちらは後ほどご審議をよろしく願いいたします。

議 長

ほかにございませんか。

(なし)

議 長 その他諸般の報告全般について、質問などございますか。

(なし)

議 長 なければ、これで諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名人及び書記の指名についてお諮りいたします。
本案件につきましては、粟石町農業委員会規則第13条の規定により
当職から指名することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声

議 長 異議なしと認め、会議録署名人には6番、小赤澤悦子委員、7番、
佐々木秀子委員、書記には事務局の高橋主査、上路主査を指名します。

日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

この総会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議
ございませんか。

委 員 「異議なし」の声

議 長 異議なしと認め会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請
に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求め
ます。

高橋主査 ただ今上程されました議案について説明いたします。2ページをお
開き願います。

(議案書朗読説明)

次のページをご覧ください。許可申請事項について説明いたします。

番号1、〇〇が所有する、田4筆、畑1筆、面積計5,527㎡に
ついて、弟の〇〇に贈与しようとするものであります。

番号2、〇〇が所有する、畑1筆、面積504㎡について、〇〇と
売買しようとするものであります。

本案件に係る調査書を4ページに添えておりますが、農地法第3条
第2項の規定に該当しないため、許可要件のすべてを満たしているも
のと思われます。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させて
いただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。
以上で説明とさせていただきます。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について、現地確認全般と番号1、番号2を4番、山本長栄委員をお願いします。

4番 山本委員

4番、山本です。現地調査全般についてご報告いたします。

12月16日、第5班の農業委員と農地利用最適化推進委員及び事務局が現地調査を行い、申請のあった農地並びにその周辺の農地の利用状況を確認いたしました。すべての案件につきまして、譲受人または借受人にかかる申請内容、営農計画などから、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。また、地域に及ぼす影響については、一般的な栽培計画、利用計画であることから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。調査全般についての報告は以上です。

引き続き番号1、2についてご報告いたします。始めに番号1についてですが、場所は35ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇の西側に隣接する部分と、〇〇から南へ約100m付近の部分、〇〇から東へ約300mの部分と点在する場所に位置します。詳細な位置などは、別冊資料1の1～8ページをご覧ください。本件は兄である〇〇さんが高齢となり後継者もないことから、弟の〇〇さんへ無償移転するものであり、親族間での贈与でございます。現地については贈与後も利用状況が変わる計画ではないことや、親族間での土地の譲渡でもありますので、今後も問題なく利用されるものと思われま

す。次に番号2についてですが、場所は同じく35ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇に隣接する場所です。詳細な位置などは、別冊資料1の9～10ページをご覧ください。本件は土地の売買による有償移転ですが、〇〇さんが住まわれていた住宅が火災により全焼してしまい現在は身内のもとで居住しており、所有していた土地を手放すこととしたことから隣接地の〇〇さんへ相談し今回の売買となったものだと聞いております。現地については積雪により詳細な状況まで把握できませんでしたが、売買後は畑として利用する計画ですので問題ないものと思われま

議 長

現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

委 員

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可

否決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員

「全員挙手」

議長

全員挙手であります。よって議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第2号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋主査

ただ今上程されました議案について説明いたします。5ページをお開き願います。

(議案書朗読説明)

次のページをご覧ください。始めに所有権移転の計画内容について説明いたします。

番号1、農地中間管理機構たる公益社団法人岩手県農業公社が所有する、田12筆、面積計17,367㎡について、農地中間管理事業の売買等事業により、〇〇と売買しようとするものであります。本案件につきましては、最終的に受人であります〇〇さんが農地を買受けるという約束で、平成30年1月に町の農用地利用集積計画により町外に転出した〇〇さんから農業公社が農地を買入れ、翌月から本年11月末日までの約3年間、一時的に〇〇さんが利用権の設定を受けて耕作してきたもので、今回、売渡期限の到来により売買するという内容でございます。

番号2、〇〇が所有する、田1筆、面積2,920㎡について、〇〇と売買しようとするものであります。

なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

次のページをお開き願います。続きまして、利用権設定の計画内容について説明いたします。

番号1、〇〇が所有する、田1筆、面積計10,290㎡について、〇〇と。

番号2、〇〇が所有する、田3筆、面積計4,806㎡について、〇〇と。

番号3、〇〇が所有する、田2筆、面積計3,463㎡について、番号4、〇〇が所有する、田12筆、面積計10,957㎡について、〇〇とそれぞれ新規に利用権を設定するものであります。

番号5、〇〇が所有する、田22筆、面積計28,357㎡について、番号6、〇〇が所有する、田1筆、面積4,389㎡について、番号7、〇〇が所有する、田9筆、面積計9,669㎡について、番

号8、〇〇が所有する、田14筆、面積計32,785㎡について、〇〇とそれぞれ利用権を再設定するものであります。

番号9、〇〇が所有する、田1筆、面積8,000㎡について、〇〇と新規に利用権を設定するものであります。

番号10、〇〇が所有する、田1筆、面積1,160㎡について、番号11、〇〇が所有する、田1筆、面積2,397㎡について、〇〇とそれぞれ利用権を再設定しようとするものであります。

番号12、〇〇が所有する、田16筆、畑3筆、面積計40,619㎡について、〇〇と。

番号13、〇〇が所有する、田15筆、面積計21,154㎡について、〇〇とそれぞれ利用権を再設定しようとするものであります。

番号14、同じく〇〇が所有する、田1筆、面積計679㎡について、同じく〇〇と。

番号15、〇〇が所有する、田4筆、面積計6,216㎡について、〇〇と。

番号16、〇〇が所有する、田2筆、面積計712㎡について、〇〇と。

番号17、〇〇が所有する、田26筆、畑2筆、面積計75,615.88㎡について、〇〇とそれぞれ新規に利用権を設定しようとするものであります。

番号18、〇〇が所有する、田1筆、畑3筆、面積計6,287㎡について、〇〇と利用権を再設定しようとするものであります。

なお、番号17の借人である〇〇さんと貸人である〇〇さんとは甥と叔父の関係であります。〇〇さんは今回の借受地である母の御実家の農業を承継する計画で、3年前から町の新規就農者に対する支援を受けながら町内の農家で研修をつみ、今年11月に認定新規就農者となったことから、農地法第3条の申請によらず町の利用集積計画による申請となったものであります。

以上、説明しましたいずれの案件につきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、許可相当であると認められます。以上で説明とさせていただきます。

議 長

事務局の説明が終わりました。本案件の現地確認委員の報告について、所有権移転の番号1を細川健一推進委員、番号2を横欠初男推進委員にお願いします。

細川 推進委員

御所地区、細川です。番号1についてご報告いたします。

場所は36ページにあります『利用集積：農業公社・〇〇』となっているところで、〇〇から南へ約2.5km付近一帯の場所です。詳細な位置などは別冊資料1の13～14ページをご覧ください。本件は〇〇さんが岩手県農業公社から土地を購入するものです。内容につ

いては先程事務局からの説明のとおり、農地中間管理事業の売買等事業により最終的に〇〇さんが農地を買い受けるという予定で、平成30年に元の所有者の〇〇さんから公社が買入れ、〇〇さんが一定期間公社から借り受けて耕作してきたもので、売買後も引き続き同様に利用することから特に問題はないものと考えられます。以上で報告いたします。

横欠 推進委員

御明神地区、横欠です。番号2についてご報告いたします。

場所は35ページにあります『利用集積：〇〇・〇〇』となっていて、〇〇から南へ約400mに位置する場所です。詳細な位置などは別冊資料1の11～12ページをご覧ください。本件は土地の売買による有償移転ですが、〇〇さんが労力不足により農業を廃止するため認定農家であり規模拡大中の〇〇さんへ相談し、今回の申請になったということです。現地は積雪により詳細な状況が確認できませんでしたが、売買後は〇〇さんが水稲を作つける計画であり問題ないものと思われまます。以上で報告いたします。

議 長

現地確認委員の報告が終わりました。ここで農地利用最適化推進委員の意見を求めるところでありますが、新型コロナウイルス感染症予防対策として総会開催時間の短縮を図るため、農地利用最適化推進委員の意見については省略いたします。

ただ今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。

議案第2号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手であります。よって議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第3号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋主査

ただ今上程されました議案について説明いたします。23ページをお開き願います。

(議案書朗読説明)

次のページをお開き願います。

番号1、願出人は〇〇であります。願出土地は、〇〇、畑1筆、面積56㎡であります。非農地となった事由は、東南側隣接の〇〇の町営住宅用地と、平成10年に宅地造成した北西側隣接の〇〇とに周りを囲まれて袋地となってしまい、耕作できなくなり雑種地化したとのことあります。なお、申請地は宅地分譲の造成計画区域から外れていた土地で、今回、分譲地の売買計画があることから見かけ上一体の区画内に農地があったため願い出となったものであります。

番号2、願出人は〇〇であります。〇〇、畑1筆、面積86㎡であります。非農地となった事由は、前所有者である父の〇〇が弟の〇〇の住宅新築に伴い、昭和56年及び平成元年に農地転用の申請を行なうため分筆を行った際に、残った土地が畑として利用することが出来なくなり雑種地化したとのことあります。

以上、説明しました案件に係る現地確認書を25ページに添えておりますが、非農地となってから20年以上経過しており、農地に復旧することが困難であることから、農地法第2条第1項に規定する農地ではないと思われます。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。以上で説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について6番、小赤澤悦子委員にお願いします。

6番 小赤澤委員

6番、小赤澤です。始めに番号1についてですが、場所は35ページにあります『適用外：〇〇』となっているところで、〇〇の北側に隣接する場所になります。詳細な位置などは、別冊資料1の15～17ページをご覧ください。現地の状況ですが、願い出のあった土地については、〇〇と〇〇に囲まれた一角に残地として畑が残っており、見かけ上は宅地の一面にある状況でした。議案書に記載されているとおり状況であり、20年以上経過していることや農地に復旧することは困難でありますので、適用外も止むを得ないものと思われます。

次に番号2についてですが、場所は同じく35ページにあります『適用外：〇〇』となっているところで、先ほど3条申請でもあった〇〇さんと〇〇さんの贈与申請地に隣接する場所です。詳細な位置などは別冊資料1の1～4ページをご覧ください。この願い出については、議案書にもあるとおり父の〇〇さんが〇〇さんの住宅新築に伴い昭和56年と平成元年に農地転用のため分筆を行った際、残地として道路沿いに細長い農地が残ってしまったことから今回適用外の願い出がされたとのことです。現地についても願い出のとおり農地として利用することは困難であり、20年以上農地以外に利用されていることから適用外も止むを得ないものだと思われます。以上で報告といたします。

議 長

現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。
質疑ございませんか。

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。
議案第3号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について、願
い出のとおり証明することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手であります。よって議案第3号は原案のとおり決定いた
しました。
日程第6、議案第4号、農地法第30条の規定による農地利用状況
調査に係る農地・非農地の判断に対する可否決定についてを議題とい
たします。事務局の説明を求めます。

高橋主査

ただ今上程されました議案について説明いたします。26ページを
お開き願います。

(議案書朗読説明)

次のページをお開き願います。本議案につきましては本年6月から
7月にかけて実施した農地利用状況調査により、令和2年7月22日
に行った農地有効利用検討会において「非農地」として判定した農地
の所有者等に対し「遊休農地の非農地判断に係る事前通知書」を令和
2年10月27日付けで発送し、所有者等から「非農地証明願」が提
出された農地について、今回、非農地判断の可否についてお諮りする
ものであります。利用状況調査に伴う農地・非農地の判断対象農地に
ついて所有者名と土地の登記地目とその筆数のみご説明いたします。

- 番号1、〇〇が所有する畑1筆。
- 番号2、〇〇が所有する畑1筆。
- 番号3、〇〇が所有する畑1筆。
- 番号4、〇〇が所有する田1筆。
- 番号5、〇〇が所有する田1筆。
- 番号6、〇〇が所有する田1筆。
- 番号7、〇〇が所有する田2筆。
- 番号8、〇〇が所有する田2筆。
- 番号9、〇〇が所有する畑2筆。
- 番号10、〇〇が所有する田2筆。

- 番号 1 1、〇〇が所有する田 1 筆。
- 番号 1 2、〇〇が所有する田 2 筆。
- 番号 1 3、〇〇が所有する田 1 筆。
- 番号 1 4、〇〇が所有する畑 1 筆。
- 番号 1 5、〇〇が所有する田 1 筆。
- 番号 1 6、〇〇が所有する田 1 筆。
- 番号 1 7、〇〇が所有する畑 1 筆。
- 番号 1 8、〇〇が所有する畑 1 筆。
- 番号 1 9、〇〇が所有する田 1 筆。
- 番号 2 0、〇〇が所有する田 6 筆。
- 番号 2 1、〇〇が所有する田 1 筆。
- 番号 2 2、〇〇が所有する田 1 筆。
- 番号 2 3、〇〇が所有する畑 1 筆。
- 番号 2 4、〇〇が所有する田 2 筆。
- 番号 2 5、〇〇が所有する畑 1 筆。
- 番号 2 6、〇〇が所有する畑 1 筆。
- 番号 2 7、〇〇が所有する畑 1 筆。
- 番号 2 8、〇〇が所有する畑 1 筆。
- 番号 2 9、〇〇が所有する田 1 筆。
- 番号 3 0、〇〇が所有する田 1 筆。
- 番号 3 1、〇〇が所有する畑 5 筆。
- 番号 3 2、〇〇が所有する畑 1 筆。
- 番号 3 3、〇〇が所有する畑 1 筆。
- 番号 3 4、〇〇が所有する畑 2 筆。
- 番号 3 5、〇〇が所有する田 1 筆。
- 番号 3 6、〇〇が所有する田 2 筆。
- 番号 3 7、〇〇が所有する畑 1 筆。
- 番号 3 8、〇〇が所有する畑 1 筆。
- 番号 3 9、〇〇が所有する畑 1 筆。
- 番号 4 0、〇〇が所有する畑 3 筆。
- 番号 4 1、〇〇が所有する田 1 筆。
- 番号 4 2、〇〇が所有する畑 1 筆。
- 番号 4 3、〇〇が所有する畑 1 筆。
- 番号 4 4、〇〇が所有する畑 1 筆。
- 番号 4 5、〇〇が所有する畑 1 筆。
- 番号 4 6、〇〇が所有する田 1 筆、畑 1 筆。
- 番号 4 7、〇〇が所有する畑 1 1 筆。
- 番号 4 8、〇〇が所有する畑 1 筆。
- 番号 4 9、〇〇が所有する畑 1 筆。
- 番号 5 0、〇〇が所有する畑 2 筆。
- 番号 5 1、〇〇が所有する畑 1 筆。

番号52、〇〇が所有する畑1筆。

番号53、〇〇が所有する畑1筆。

番号54、〇〇が所有する畑1筆。

番号55、〇〇が所有する畑1筆。

番号56、〇〇が所有する田3筆。

番号57、〇〇が所有する田1筆。

以上、57件、計90筆について、いずれも農地の状況は議案書の調査内容及び備考欄に記載のとおり状況であり、利用状況調査班において非農地と判定していただいているところでもあります。なお、別冊にてこの案件に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。以上で説明とさせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。ただ今から質疑に入ります。
質疑ございませんか。

9番 木村委員 9番、木村です。非農地判断について説明がありましたが、90筆ということですが、面積は全部足すといくらになるのか教えていただきたいと思います。

高橋主査 手元に集計したものがございません。後で調べて回答します。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。
議案第4号、農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手であります。よって議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉会といたします。大変ご苦労さまでございました。

閉会時刻 午後2時55分

以上が令和2年12月22日、雫石町中央公民館2階大会議室に於いて開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 2 年 12 月 22 日 開催

議 長 会 長

議事録署名人 6 番

7 番
